

福山市芦田川漁業協同組合内水共  
第55号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、福山市芦田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第55号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。ただし、組合が指定するオンラインシステムにより行うこともできる。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、さお釣、たも網、投網、うなぎ筒、うなぎ籠（全て船使用を含む）による遊漁の場合には、第7条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者（以下、「遊漁者」という）は、直ちに第3条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第3条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	統数又は規模	遊漁料
ふな	手釣、さお釣、たも網		1日 600円 1年 3,000円
	投網		1日 600円 1年 3,600円
	船使用		1日 1,200円 1年 8,400円
うなぎ	手釣、さお釣、たも網		1日 600円 1年 3,000円
	投網、うなぎ筒、うなぎ籠	うなぎ籠は1人5個以内	1日 600円 1年 3,600円
	船使用		1日 1,200円 1年 8,400円

- 2 前項の規定にかかわらず、納付した遊漁料の額以下の漁具、漁法は遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

納付場所	住所
福山市芦田川漁業協同組合 (TEL: 084-924-1285)	福山市草戸町四丁目1-2

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第5条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第6条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第7条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この規則は令和8年1月1日から施行する。

(別 記)

(様式第1号) 遊漁承認証

表

裏

<u>NO</u>	
<b>遊漁承認証</b>	
次のとおり遊漁を承認します。	
1. 遊漁者	
住所	
氏名	
生年月日	(年令　才)
2. 承認期間	
3. 魚種	ふな・うなぎ
4. 漁具・漁法	
5. 遊漁区域	当組合漁場
6. 遊漁料	
年月日	
福山市芦田川漁業協同組合	

**注意事項**

1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. 遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

(様式第2号) 漁場監視員証

表

裏

<u>NO</u>	
<b>漁場監視員証</b>	
次の者は当組合員の漁場監視員であることを証明する。	
住所	福山市 丁目 番号
町	番地
氏名	(年令　才)
有効期間	
年月日～	年月日
年月日	
福山市芦田川漁業協同組合	

**注意事項**

1. 監視員は遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 監視員は監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
3. 監視員は遊漁者が遊漁規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じることができる。
4. 監視員証の有効期間が満了したときは直ちに組合に返納すること。